

○甲州市景観規則

平成24年12月21日

規則第21号

改正 平成31年2月19日規則第1号

令和2年6月26日規則第18号

令和4年3月31日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲州市景観条例（平成24年甲州市条例第27号。以下「条例」という。）、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(面積及び高さの算定方法)

第2条 条例及びこの規則における面積及び高さの算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条に規定するところによるものとする。

(景観形成重点地区の公表方法)

第3条 条例第10条第3項の規定による公表は、同条第1項の規定により指定した景観形成重点地区に関し、指定年月日、区域その他の必要な事項を市の広報及びホームページに掲載して行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案)

第4条 法第20条第1項の規定による景観重要建造物の指定の提案は、様式第1号による提案書を提出することにより行うものとする。

2 法第29条第1項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、様式第2号による提案書を提出して行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の通知)

第5条 法第21条第1項の規定による景観重要建造物の指定の通知は、様式第3号による通知書により行うものとする。

2 法第30条第1項の規定による景観重要樹木の指定の通知は、様式第4号による通知書により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木を表示する標識)

第6条 法第21条第2項の規定により設置する景観重要建造物を表示する標識及び法第30条第2項の規定により設置する景観重要樹木を表示する標識（次項及び第3項において「標識」という。）は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 標識には、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木である旨の表示
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 標識の設置場所は、当該景観重要建造物又は当該景観重要樹木の所有者と協議して決定するものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第7条 法第22条第1項本文に規定する景観重要建造物の現状変更についての許可及び法第31条第1項本文に規定する景観重要樹木の現状変更についての許可を受けようとする場合の申請は、様式第5号による申請書を提出して行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更等の届出）

第8条 法第43条の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出は、様式第6号による変更届を提出して行うものとする。この場合において、当該変更届には、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したことを証する書面を添付しなければならない。

2 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が住所又は氏名を変更したときは、当該所有者は、様式第7号による届出書を市長に提出しなければならない。

（景観計画区域内の行為の届出）

第9条 条例第19条第2項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 条例第19条第2項の規則で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

3 省令第1条第1項の届出書及び第2項の届出書は、様式第8号によるものとする。

る。

4 省令第1条第1項の届出書及び第2項の届出書には、条例第20条各号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為を行う土地の位置及び当該土地周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 行為を行う土地の区域内における建築物又は工作物の位置を示す図面で縮尺100分の1以上のもの
- (3) 建築物又は工作物の色彩が施された立面図で縮尺100分の1以上のもの
(建築物の建築等又は工作物の建設等に限る。)
- (4) 行為を行う土地及びその周辺の状況を示す写真(2方向以上から撮影したもの)
- (5) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第16条第4項の規定により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び擁壁の断面図(法第16条第1項第3号に規定する開発行為に限る。)
- (6) 設計図又は施工方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
(条例第19条第2号に掲げる行為(土砂の採取及び鉱物の採掘を除く。)に限る。)
- (7) 堆積する場所及び方法を明らかにする図面(条例第19条第3号に掲げる行為に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書

5 前項の規定にかかわらず、市長は、条例第20条各号及び前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(景観計画区域内の行為の変更の届出)

第10条 条例第19条第3項の規定による変更の届出は、同条第2項の規定により届け出た行為に係る設計又は施工方法のうち、その変更により同項の規定による届出に係る行為が法第16条第7項各号に掲げる行為(条例第21条に規定する行為を含む。)に該当することとなるもの以外のものについて行わなければな

らない。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出（条例第19条第3項の規定による変更の届出を含む。次項において「変更の届出」という。）は、様式第9号による届出書を提出することにより行うものとする。

3 変更の届出には、条例第20条各号及び前条第4項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。ただし、市長は、その図書の全部又は一部について添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

（景観形成基準適合通知）

第11条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定める良好な景観形成のための景観形成基準に関する事項に適合すると認めるときは、様式第10号により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、法第18条第1項に規定する行為の着手制限を当該通知の日まで短縮するものとする。

（行為の完了の届出）

第12条 条例第23条の規定による行為の完了の届出は、様式第11号による届出書に当該届出に係る行為の完了後の状況がわかる写真を添付して行うものとする。

（景観重要公共施設の占用等の事前確認に関する手続）

第12条の2 条例第24条の2に規定する景観重要公共施設の占用等の事前確認は、様式第23号による申請書を提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、景観計画において支障がないものと認めるときは、様式第24号により申請者に通知するものとする。

（公表）

第13条 条例第26条第1項の規定による公表は、甲州市公告式条例（平成17年甲州市条例第3号）別表の掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第26条第1項の規定により公表する同項の規則で定める事項は、次に掲

げるとおりとする。

- (1) 条例第26条第1項に規定する処分対象者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第25条第1項に規定する勧告及び命令（次号において「勧告及び命令」という。）の対象となつた行為、位置及び区域
- (3) 勧告又は命令に従わなかつた事実
（身分を示す証明書）

第14条 法第17条第8項の規定により原状回復等を行おうとする者及び立入検査又は立入調査をする者が携行し、提示する身分を示す証明書は、様式第12号によるものとする。

（住民協定の認定）

第15条 条例第27条第1項の規定による景観づくり住民協定（以下「住民協定」という。）の認定は、その認定を受けようとする協定が次の各号に掲げる事項のいずれにも適合する場合に行うものとする。

- (1) 協定に建築物及び工作物の位置、形態、色彩、意匠、材料若しくは敷地の緑化又はまちなみの美化等景観形成に関する事項が定められていること。
- (2) 協定の有効期間が原則として5年以上であること。
- (3) 協定が、その対象区域内の市民のおおむね3分の2以上の合意を得られたものであること。

2 市長は、次条第2項の規定により住民協定の認定をする決定をしたときは、様式第13号による認定書を交付するものとする。

（住民協定の認定の申請等）

第16条 条例第27条第2項の規定による住民協定の認定の申請は、様式第14号による申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 住民協定に係る協定書の写し
- (2) 前条第1項第3号に規定する合意が得られたことを証する書類
- (3) 住民協定の目的となる土地の位置及び区域を表示する図面

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、様式第15号により申請者に通知するものとする。

（住民協定の変更認定の申請等）

第17条 条例第27条第4項において準用する同条第2項の規定による住民協定に係る変更認定の申請は、様式第16号による申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 変更後の住民協定に係る協定書の写し
- (2) 変更後の住民協定の目的となる土地の位置及び区域を表示する図面

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、様式第17号により申請者に通知するものとする。

(住民協定の廃止の申請等)

第18条 条例第27条第4項において準用する同条第2項の規定による住民協定に係る廃止認定の申請は、様式第16号による申請書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 住民協定の廃止について、当該住民協定の目的となっている土地の所有者及び借地権者（法第81条第1項に規定する土地所有者等に限る。）の過半数が合意したことを証する書類
- (2) 廃止しようとする住民協定の目的となる土地の位置及び区域を表示する図面

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、様式第17号により申請者に通知するものとする。

(景観まちづくり市民団体の認定)

第19条 条例第28条第1項の規定による景観まちづくり市民団体の認定は、その認定を受けようとする団体が次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 活動が市の景観形成に有効であると認められること。
- (2) 活動区域内の市民の多数により組織されているもの認められること。
- (3) 規約、会則又は定款を有していること。
- (4) 法令又は条例に違反する行為を行っていないこと。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。
- (6) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。

2 市長は、次条第3項の規定により景観まちづくり市民団体の認定をする決定をしたときは、様式第18号による認定書を交付するものとする。

(景観まちづくり市民団体の認定の申請等)

第20条 条例第28条第2項の規定による景観まちづくり市民団体の認定の申請は、様式第19号による申請書に、その認定を受けようとする団体に係る次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約、会則又は定款
- (2) 役員名簿
- (3) 構成員の氏名及び住所がわかる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項第1号の規約、会則又は定款には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 名称
- (2) 設立目的
- (3) 活動区域
- (4) 活動内容
- (5) 構成員の範囲に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 経費及び会計に関する事項
- (9) 規約、会則又は定款の変更に関する事項

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、様式第20号により申請者に通知するものとする。

(景観まちづくり市民団体の変更及び廃止の届出)

第21条 第19条第2項の規定により景観まちづくり市民団体の認定証の交付を受けた団体の代表者は、規約、会則若しくは定款、役員の区分若しくは構成員の氏名若しくは住所に変更が生じたとき又は当該団体を解散するときは、様式第21号による届出書を市長に提出しなければならない。

(景観まちづくり市民団体の認定の取消し)

第22条 市長は、条例第28条第3項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消したときは、様式第22号により、当該景観づくり市民団体の代表者に通知するものとする。

(補足)

第23条 この規則に定めるもののほか、条例、法及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月19日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則の各規程による改正前の各規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年6月26日規則第18号）

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

景観重要建造物指定提案書

<p>景観法第20条第1項の規定により、次のとおり提案します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 甲州市長</p> <p style="text-align: center;">提案者 住 所 氏 名 連絡先</p>		
景 観 重 要 建 造 物	名 称	
	所 在 地	
	提案者が所有者と異なる場合は所有者の氏名及び住所	
	建 築 年	年 月 日 (年)
	建 築 用 途	
	外 観 の 特 徴	
	提 案 の 理 由	

- 備考
- 1 法人その他の団体にあつては、提案者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
 - 2 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載してください。
 - 3 外観の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などからみた景観上の特徴を記載してください。
 - 4 景観法施行規則第7条第1項に規定する書類を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

景観重要樹木指定提案書

<p>景観法第29条第1項の規定により、次のとおり提案します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 甲州市長</p> <p style="text-align: center;">提案者 住 所 氏 名 連絡先</p>		
景 観 重 要 樹 木	名 称	
	所 在 地	
	提案者が所有者と異なる場合は所有者の氏名及び住所	
	樹 齢	年 月 日 (年)
	樹 種	
	樹 容 の 特 徴	
	提 案 の 理 由	

- 備考
- 1 法人その他の団体にあつては、提案者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
 - 2 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載してください。
 - 3 樹容の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などからみた景観上の特徴を記載してください。
 - 4 景観法施行規則第12条第1項に規定する書類を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

甲州市長



景観重要建造物の指定通知書

景観法第21条1項の規定により、景観重要建造物に指定したことを通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 指定年月日
- 3 建造物の名称
- 4 建造物の種類
- 5 所在地
- 6 所有者
- 7 指定理由
- 8 その他

様式第4号（第5条関係）

番 号
年 月 日

（住所）
（氏名） 様

甲州市長



景観重要樹木の指定通知書

景観法第30条第1項の規定により、景観重要樹木に指定したことを通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 指定年月日
- 3 樹木の名称
- 4 樹木の種類
- 5 所在地
- 6 所有者
- 7 指定理由
- 8 その他

様式第5号（第7条関係）

景観重要建造物
 現状変更許可申請書
 景観重要樹木

年 月 日

（宛先）甲州市長

申請者 住 所
 氏 名
 連絡先

景観法第22条第1項又は第31条第1項の規定により、次のとおり現状変更の許可申請をします。

指定年月日 及び 指定番号	年 月 日 第 号	
景観重要建造物の名称 又は 景観重要樹木の樹種		
景観重要建造物 又は 景観重要樹木 の所在地		
景観重要建造物 又は 景観重要樹木 の所有者	住 所 氏 名 連絡先	
行為の種類	景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 増 築 <input type="checkbox"/> 改 築 <input type="checkbox"/> 移 転 <input type="checkbox"/> 部分撤去 <input type="checkbox"/> 修 繕 <input type="checkbox"/> 模様換え <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	景観重要樹木	<input type="checkbox"/> 伐 採 <input type="checkbox"/> 移 植 <input type="checkbox"/> その他（ ）
行為の箇所		
設計又は施行の方法		

行為の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
設計者 (建造物の場合)	住 所 氏 名 連絡先
施工者	住 所 氏 名 連絡先
現状変更の理由	

注：法人その他の団体にあつては、申請者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

- 添付図書 ①当該行為の施行方法を明らかにする書類
 ②当該建造物又は樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺1/2,500以上の図面
 ③当該建造物又は樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
 ④申請者が所有者以外であるときは、所有者の意見書

様式第6号(第8条関係)

所有者変更届

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

(宛先) 甲州市長

届出者 住 所
氏 名
連絡先

種 別	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	—
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称	
所 在 地	
変更前の所有者の住所及び氏名	
(提出者が変更後の所有者と異なる場合) 変更後の所有者の住所及び氏名	
変 更 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 法人その他の団体にあつては、届出者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- 2 該当する□内に、レ印を付してください。
- 3 変更前の所有者の住所及び氏名の欄並びに変更後の所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載してください。

様式第7号（第8条関係）

住所氏名変更届

<p>甲州市景観規則第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 甲州市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 連絡先</p>	
種 別	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	—
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称	
所 在 地	
変更前の所有者の住所及び氏名	
(提出者が変更後の所有者と異なる場合) 変更後の所有者の住所及び氏名	
変 更 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 法人その他の団体にあつては、届出者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- 2 該当する□内に、レ印を付けてください。
- 3 変更前の所有者の住所及び氏名の欄並びに変更後の所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載してください。

様式第8号（第9条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

(宛先) 甲州市長

届出者 住 所
氏 名
連絡先

景観法第16条第1項・甲州市景観条例第19条第2項の規定により次のとおり区域内の行為の届出をします

行為の場所	甲州市					
景観形成地域区分	<input type="checkbox"/> 景観計画区域					
行為の種類	建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更			届出部分	既存部分	合計
		建築面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	m
		外観の変更に 係る部分の面積	屋根	m ²	m ²	m ²
			外壁	m ²	m ²	m ²
	工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種 類		届出部分	既存部分	合計
		築造面積		m ²	m ²	m ²
		高さ		m	m	m
		外観の変更に 係る部分の面積		m ²	m ²	m ²
		その他 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 開発行為	目 的			
	区域面積		m ²	面積	m ²	
	(堆積の) 高さ		m	物件の種類		
	堆積期間		年 月 日～ 年 月 日 日間			
	備 考					
	代理者	住所				
氏名			連絡先	自宅 携帯		
設計者	住所					
	氏名		連絡先	自宅 携帯		
工事施工者	住所					
	氏名		連絡先	自宅 携帯		
予定工期	(着工) 年 月 日 ～ (完了) 年 月 日					

- 備考 1 の事項については、該当するものに を記入してください。
 2 法人その他の団体にあつては、届出者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
 3 物件の堆積については、90日以上堆積する場合に届出が必要です。
 4 行為の種類に応じて、別紙1～6のいずれかを記入し、併せて提出してください。

様式第9号（第10条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

(宛先) 甲州市長

届出者 住 所

氏 名

連絡先

景観法第16条第2項・甲州市景観条例第19条第3項の規定により、次のとおり行為の変更の届出をします。

行為の場所	甲州市				
当初届出年月日及び番号	年 月 日 第 号				
代理者	住所				
	氏名		連絡先	自宅携帯	
変更の理由					
行為の種類	建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更			変更前	変更後(※)
		建築面積		m ²	m ²
		高さ		m	m
		外観の変更に 係る部分の面積	屋根	m ²	m ²
			外壁	m ²	m ²
	工作物 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	種 類			
		築造面積		m ²	m ²
		高 さ		m	m
		外観の変更に 係る部分の面積		m ²	m ²
	その他 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 開発行為	目 的			
		区 域 面 積		m ²	m ²
		面 積		m ²	m ²
		(堆積) 高さ		m	m
		物件の種類			
		堆積期間			
設計者又は工事施工者					
着工予定日又は完了予定日					

(※) 変更後欄は、変更した事項のみ記入してください。

備考 1 □の事項については、該当するものに √ を記入すること。なお、建築物又は工作物については、行為を変更した場合、その変更後の行為に √ を記入してください。

2 法人その他の団体にあつては、届出者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

3 行為の種類に応じて、別紙1～6のいずれかに変更した事項のみ記入し、併せて提出してください。

別紙1 (様式第8号・様式第9号共通)

建築物の概要

敷地条件	用途地域	地域 ・ 無			
	建ぺい率	%	容積率	%	
	その他の地域規制				
建物用途					
敷地面積		m ²			
最高高さ		地上	m		
階数		地上	階 / 地下	階	
構造		造 (一部 造)			
屋外に設置する建築設備の種類及び高さ(地下構造物を除く。)					
門、塀等の構造、高さ及び長さ	門	構造	/高さ	m/長さ m	
	塀	構造	/高さ	m/長さ m	
	フェンス	構造	/高さ	m/長さ m	
修繕若しくは模様替又は色彩の変更に關する事項			外壁	屋根	合計
	外観の総面積		m ²	m ²	m ²
	外観の変更に係る部分の面積		m ²	m ²	m ²
屋根	形状・勾配		仕上げ(材料・方法)	色彩(※)	
		仕上げ(材料・方法)		色彩(※)	
外壁					
門・塀等					
付帯設備					
その他					
備考					

(※) 色彩については、マンセル値(色相・明度・彩度)を記入してください。

以下の欄は記入しないでください。

添付書類			処理欄		
<input type="checkbox"/> 位置図(1)	<input type="checkbox"/> 配置図(2)	<input type="checkbox"/> 外構図(3)			
<input type="checkbox"/> 立面図(4)	<input type="checkbox"/> 設備配置図(5)	<input type="checkbox"/> 現況写真(6)			
<input type="checkbox"/> 景観予想図(7)	<input type="checkbox"/> 土地利用図等(8)	<input type="checkbox"/> 設計図(9)			

別紙2（様式第8号・様式第9号共通）

工作物の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容積率	%
	その他の 地域規制			
工作物の種類				
築造面積		㎡（うち、増改築部分の面積 ㎡）		
高さ		m		
		建築物と一体的に設置する場合、地盤面からの最高高さ m		
施工延長		m		
構造		造（一部 造）		
修繕若しくは模様替 又は色彩の変更に 関する事項	外観の総面積	㎡		
	外観の変更に係る部分の面積	㎡		
		仕上げ（材料・方法）	色彩（※）	
基本部分				
その他				
備考				

（※）色彩については、マンセル値（色相・明度・彩度）を記入してください。

以下の欄は記入しないでください。

添付書類	処理欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1) <input type="checkbox"/> 配置図(2) <input type="checkbox"/> 外構図(3) <input type="checkbox"/> 立面図(4) <input type="checkbox"/> 設備配置図(5) <input type="checkbox"/> 現況写真(6) <input type="checkbox"/> 景観予想図(7) <input type="checkbox"/> 土地利用図等(8) <input type="checkbox"/> 設計図(9)	

別紙3 (様式第8号・様式第9号共通)

土石の採取の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容積率	%
	その他の 地域規制			
面 積	m ²			
高 さ	m			
施 工 方 法	修景又は 塀や垣の設置			
	跡地の整理計画			
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添付書類	処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1) <input type="checkbox"/> 配置図(2) <input type="checkbox"/> 外構図(3)	
<input type="checkbox"/> 立面図(4) <input type="checkbox"/> 設備配置図(5) <input type="checkbox"/> 現況写真(6)	
<input type="checkbox"/> 景観予想図(7) <input type="checkbox"/> 土地利用図等(8) <input type="checkbox"/> 設計図(9)	

別紙4 (様式第8号・様式第9号共通)

木竹の伐採の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容積率	%
	その他の 地域規制			
目 的				
面 積		㎡		
施 工 方 法	修景又は 塀や垣の設置			
	跡地の整理計画			
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類			処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1)	<input type="checkbox"/> 配置図(2)	<input type="checkbox"/> 外構図(3)	
<input type="checkbox"/> 立面図(4)	<input type="checkbox"/> 設備配置図(5)	<input type="checkbox"/> 現況写真(6)	
<input type="checkbox"/> 景観予想図(7)	<input type="checkbox"/> 土地利用図等(8)	<input type="checkbox"/> 設計図(9)	

別紙5（様式第8号・様式第9号共通）

物件の堆積の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容 積 率	%
	その他の 地域規制			
物件の種類				
面 積		㎡		
高 さ		m		
施 工 方 法	修景又は 塀や垣の設置			
	跡地の整理計画			
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類			処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1)	<input type="checkbox"/> 配置図(2)	<input type="checkbox"/> 外構図(3)	
<input type="checkbox"/> 立面図(4)	<input type="checkbox"/> 設備配置図(5)	<input type="checkbox"/> 現況写真(6)	
<input type="checkbox"/> 景観予想図(7)	<input type="checkbox"/> 土地利用図等(8)	<input type="checkbox"/> 設計図(9)	

別紙6 (様式第8号・様式第9号共通)

開発行為の概要

敷地 条件	用途地域	地域 ・ 無		
	建ぺい率	%	容積率	%
	その他の 地域規制			
目 的				
面 積	m ²			
法面又は擁壁	高 さ	m		
	長 さ	m		
	処 理 方 法 (仕上げ、緑化等)			
建 築 物	用 途			
	階 数			
	戸 数			
	延床面積			
公 共 施 設	種 類			
	幅 員			
	延 長			
	面 積 等			
備 考				

以下の欄は記入しないでください。

添 付 書 類	処 理 欄
<input type="checkbox"/> 位置図(1) <input type="checkbox"/> 配置図(2) <input type="checkbox"/> 外構図(3) <input type="checkbox"/> 立面図(4) <input type="checkbox"/> 設備配置図(5) <input type="checkbox"/> 現況写真(6) <input type="checkbox"/> 景観予想図(7) <input type="checkbox"/> 土地利用図等(8) <input type="checkbox"/> 設計図(9)	

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

甲州市長



景観形成基準適合通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた景観形成基準に適合すると認めたので、甲州市景観規則第11条第1項の規定により通知するとともに、同条第2項の規定により当該行為の着手制限の期間を次のとおり短縮します。

行為の場所	
行為の種類	
行為の着手制限の期間	年 月 日まで
備 考	

様式第11号（第12条関係）

景観計画区域内行為完了届

年 月 日

(宛先) 甲州市長

住 所

届出者 氏 名

連絡先

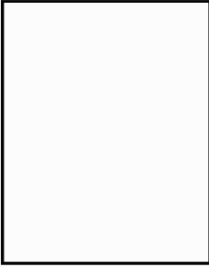

景観法第16条第1項（第2項）・甲州市景観条例第19条第2項（第3項）の規定により届出をした行為が完了したので、同条例第23条の規定により次のとおり届け出ます。

行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の変更
	<input type="checkbox"/> 特定照明					
	<input type="checkbox"/> 開発行為					
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土砂の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の採掘 <input type="checkbox"/> 土石、廃棄物、再生資源等の堆積 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採				
行為の場所						
事前協議の有無						
届出年月日						
景観形成基準適合通知（規則12条）						
行為の完了日						
※ 受付欄					※ 処理欄	

- 備考
- 1 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。
 - 2 該当する項目の□内にレ印を付けてください。
 - 3 この届出書には、現地の状況がはっきり分かる写真を2枚から3枚添付してください。
 - 4 ※印の欄は記入しないでください。

様式第12号(第14条関係)

(表)

第 号	身分証明書
	職 名 氏 名 生年月日 年 月 日
景観法に基づき立入検査及び立入調査を行うものであることを証明する。	
交付年月日 年 月 日	
甲州市長 	

(裏)

1 この証明書は、立入検査及び立入調査を行う場合に提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 この証明書は、立入検査及び立入調査の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

景観づくり住民協定認定書

代表者 住所
氏名 様

甲州市長



甲州市景観条例第27条第1項の規定により、次のとおり認定します。

協定認定番号	
協定の名称	
協定に係る区域	
協定者数	
備 考	

様式第14号（第16条関係）

景観づくり住民協定認定申請書

<p>甲州市景観規則第16条第1項の規定により、次のとおり添付書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 甲州市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 連絡先</p>	
協 定 の 名 称	
代表者を定めた協定にあつてはその氏名及び住所	
協定の目的となる土地の区域	
協定の目的となる土地の総地籍	
協 定 の 内 容	
協 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

- 添付書類
- 住民協定に係る協定書の写し
 - 住民協定の区域内の市民のおおむね3分の2以上の合意が得られていることを証する書類
 - 住民協定の区域を示す図面

- 備考
- 1 法人その他の団体にあつては、申請者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
 - 2 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付してください。

様式第15号（第16条関係）

景観づくり住民協定決定通知書

年 月 日

代表者 住所
氏名 様

甲州市長



年 月 日付で申請のあった協定について、甲州市景観規則第16条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり認定します。

認定番号	
協定の名称	

2 次の理由により認定しません。

理由

様式第16号（第17条・第18条関係）

景観づくり住民協定変更（廃止）認定申請書

<p>甲州市景観条例第27条第4項において準用する同条第2項の規定により住民協定に係る変更（廃止）の認定を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（宛先）甲州市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 連絡先</p>		
認 定 番 号		
協 定 の 名 称		
代表者を定めた協定にあつてはその氏名及び住所		
協定の目的となる土地の区域		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

- 備考 1 法人その他の団体にあつては、申請者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。
- 2 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、提出者がその一部の者であるときは、提出者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付すること。

様式第17号（第17条・第18条関係）

景観づくり住民協定変更（廃止）決定通知書

年 月 日

代表者 住所
氏名 様

甲州市長



年 月 日付で申請のあった協定について、甲州市景観規則第17条第2項（第18条第2項）の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり認定します。

認定番号	
協定の名称	

2 次の理由により認定しません。

理由

様式第18号（第19条関係）

年 月 日

景観まちづくり市民団体認定書

代表者 住所
氏名 様

甲州市長



甲州市景観条例第28条第1項の規定により、次のとおり認定します。

団体認定番号	
団体の名称	
構成員数	
活動目的	
活動期間等	発足時期 活動期間
備 考	

様式第19号（第20条関係）

景観まちづくり市民団体認定申請書

<p>甲州市景観規則第20条第1項の規定により、次のとおり添付書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 甲州市長</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 連絡先</p>	
団体の名称	
代表者の氏名及び住所	
構成員数	
活動の目的	
活動内容	
活動期間等	団体の発足時期 年 月 日 活動期間（定められている場合のみ） 年 月 日から 年 月 日まで

注：法人その他の団体にあつては、申請者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

- 添付書類
- 規約
 - 役員名簿
 - 構成員の氏名及び住所が記載されたもの
 - その他市長が必要と認める図書

様式第20号（第20条関係）

景観まちづくり市民団体決定通知書

年 月 日

代表者 住所
氏名 様

甲州市長



年 月 日付で申請のあった景観まちづくり市民団体の認定について、甲州市景観規則第20条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり認定します。

認定番号	
団体の名称	

2 次の理由により認定しません。

理由

様式第21号（第21条関係）

景観まちづくり市民団体変更・解散届

<p>甲州市景観規則第19条の規定により、次のとおり変更（解散）を届出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 甲州市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 氏 名 連絡先</p>		
認定番号		
団体の名称		
代表者氏名及び住所		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

注：法人その他の団体にあつては、届出者の住所に主たる事務所の所在地を、氏名にその名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

添付書類

- 規約
- 役員名簿
- 構成員の氏名及び住所が記載されたもの
- その他市長が必要と認める図書

様式第22号（第22条関係）

景観まちづくり市民団体認定取消通知書

年 月 日

代表者 住所
氏名 様

甲州市長



次のとおり景観まちづくり市民団体の認定を取り消したので、甲州市景観規則第22条の規定により通知します。

団体の名称	
認定番号	
認定年月日	
認定取消しの理由	

様式第23号（第12条の2関係）

（表）

景観重要公共施設の占有許可基準に関する事前確認申請書

年 月 日

（宛先） 甲州市長

申請者 住所
氏名
電話番号

占有等の場所	景観重要公共施設の名称			
	路線名			
	場所	甲州市		
占有等の物件	名称			
	構造及び規模			
	数量			
	デザイン・色彩・使用材料等で景観に配慮した内容			
設計者	住所			
	氏名		電話番号	
施工者	住所			
	氏名		電話番号	
行為の期間		着手予定	年 月 日	
		完了予定	年 月 日	
受付欄				

この「景観重要公共施設の占有許可基準に関する事前確認申請書」は、甲州市景観計画において、良好な景観の形成に重要なものとして指定する公共施設（「景観重要公共施設」という。）について、占有等を行う物件のデザインについても公共空間の整備内容や周辺景観との調和に配慮したものとしていただくため、占有許可申請の前に、その内容について事前に確認するため、提出していただくものです。事前確認の変更がある場合は、この申請書を提出してください。

(裏)

備考

- 1 この事前確認書を1部提出していただき、良好な景観形成のための配慮が認められるものについて、適合通知書を発行いたします。その写しを、占用許可等の申請書に添付して、申請してください。（※道路占用許可については、道路管理者と協議を行ってください。）
- 2 添付書類として、占用等を行う場所、物件の構造、物件の材質・色（マンセル値）等を明らかにした図面及び周辺の状況がわかるカラー写真（2方向から撮影のもの）等を添付してください。
- 3 事前確認の対象とする占用許可物件等は次に掲げるものとします。
 - 1) 道路法第32条第1項又は第3項の規定による道路占用許可に関するもので次のものを除く。
 - ・ 占用期間が6ヶ月未満のもの又は仮設のもの
 - ・ 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
 - ・ 事故や災害の応急復旧等、安全上・緊急上やむを得ないもの

様式第24号(第12条の2関係)

第 年 月 日 号

様

甲州市長



景観重要公共施設の占有許可基準に関する適合通知書

年 月 日付けで申請のあった行為については、景観重要公共施設の占有許可基準に適合すると認めたので、甲州市景観規則第12条の2第2項の規定により通知します。

占有等の場所	景観重要公共施設の名称			
	路線名			
	場所	甲州市		
占有等の物件	名称			
	構造及び規模			
	数量			
	デザイン・色彩・使用材料等で景観に配慮した内容			
設計者	住所			
	氏名		電話番号	
施工者	住所			
	氏名		電話番号	
行為の期間		着手予定	年 月 日	
		完了予定	年 月 日	
備考				